

地方消費税（県税）

国の税金である消費税と同様に、商品やサービスの料金にかかります。

◆納める人

国内取引	製造，卸，小売，サービス等の事業者
輸入取引	外国貨物を保税地域から引き取る者

（注） 保税地域とは、外国から日本に運びこんだ貨物を置いていても、関税（国税）の支払いが猶予される場所です。

◆納める額

国に納める消費税額の 25%（消費税率に換算すると 1%に相当します。）

※ 地方消費税と消費税を合わせると 5%の負担率となります。

◆申告と納税

- 国内取引に係る地方消費税（「譲渡割」といいます。）は、当分の間、消費税と併せて国（税務署）に申告し、納付します。
- 輸入取引に係る地方消費税（「貨物割」といいます。）は、消費税と併せて国（税関）に申告し、納付します。

◆都道府県間の清算

地方消費税は、商品の販売やサービスの提供などの取引が、最終的に行われた都道府県の収入となるよう、都道府県間で清算します。

◆市町村への交付

県へ納められた地方消費税（清算後）の 2 分の 1 は人口比率などにより県内の市町村に交付されます。

